

令和3年 第1回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年1月25日（月）15時00分から15時15分
2. 開催場所：進修館 小ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第1号	相続税の納税猶予に係る適格者証明について
日程第3		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。あけましておめでとうございます。本年最初の総会です。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第1号「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。まず、相続税の納税猶予に係る適格者証明についてですが、新たに納税猶予を受けようとする者は、「被相続人要件」「農業相続人要件」「特例農地等要件」「猶予相続税額及び利子税額に見合う担保の提供」「相続税申告書の提出期限」を満たす必要があります。皆さまには2項目の「農業相続人要件」についてご審議いただきます。これは、「相続税納税猶予を受けようとする農業相続人は、農業経営を行っており、今後も引き続き農業経営を行うと認められる必要がある」というものです。対象となる農地の現況を確認いただき、今後も引き続き農業経営を行いうるかを判断いただきます。なお、法律が一部改定され、今までは申請後20年を経れば相続税の免除が確定となっておりましたが、現在、調整区域の農地については相続人が亡くなるまで、相続税は免除されなくなっております。市街区域の農地は従来どおり20年を経れば免除となっております。

それでは、本案件の説明に入ります。詳細はお手元の議案書およびモニターをご覧ください。相続人は宮代町内にお住まいの方です。相続開始は■■■■■■■■■■となっております。相続税納税猶予を受けようとする農地は全部で9筆あり、面積は合計6,568㎡となっております。対象地の位置はモニターの通りです。事務局が現場を確認し、写真を撮影してまいりましたので、ご一緒にご確認下さい。

(現況の確認)

以上で説明を終了いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第3「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が1月12日となっております。12日までに、4条届出は無く、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第1回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年2月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印